

重 要 事 項 説 明 書（訪問看護 介護予防訪問看護）

1 事業所の概要

事業所名	けいすい訪問看護ステーションふるさと
所在地	横浜市金沢区泥亀2-13-1金沢八景第1京急ビル1階
サテライト事業所名	けいすい訪問看護ステーションふるさと オフィス富岡
サテライト所在地	横浜市金沢区富岡西7-22-6 けいすいone'sホームせせらぎ内
事業者指定番号	1460890095 号
管理者及び連絡先	金子 織恵 電話:045-785-2511
サービス提供地域	横浜市金沢区、磯子区、横須賀市 (浦郷・追浜本町・追浜東町・鷹取町・追浜町・追浜南町・浜見台・湘南鷹取)

※併設するサービス 居宅・訪問介護

2 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員	(オフィス富岡人員)
管理者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1 名	
看護師	利用者に対し、可能な限り在宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援します。	常勤 正看護師5名 非常勤 正看護師 5名	常勤 正看護師 1名 非常勤 正看護師0名
理学療法士 作業療法士	リハビリを通じ、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう支援します	常勤 1名 非常勤 1名	常勤1名 非常勤 0名

3 営業日及び営業時間

業 務 日	業務時間
月曜日から金曜日まで ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。	午前8時30分から午後5時30分

4 サービス提供日及びサービス提供時間

サービス日	サービス提供時間
月曜日から金曜日まで ただし、土曜、日曜、祝祭日及び12月30日から1月3日までを除く。	午前8時30分から午後5時30分

5 サービス内容

主治医の指示に基づいて

- (1) 病状・障害・全身状態の観察・管理
- (2) 清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持
- (3) 褥瘡の予防・処置やカテーテル管理などの診療の補助
- (4) 食事及び排泄などの日常生活の工夫、援助
- (5) ターミナルケア・認知症利用者の看護
- (6) リハビリテーション
- (7) 療養生活や介護方法の指導・助言
- (8) 精神面での支援
- (9) 介護用品などの情報提供や福祉サービスの紹介
- (10) その他医師の指示による医療処置

6 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービス利用料
- 別添
- (2) 利用者の負担
- ・ 介護保険負担割合証の負担割合に応じた金額です。

・ この金額は介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- (3) 訪問看護師等が通常のサービス地域をこえる地域に訪問する必要がある場合には、その交通費の負担をお願いすることがあります。
通常の事業を越えた所から片道分を1キロメートルあたり 100円
- (4)支払い方法
- ご指定の金融機関から自動口座引落にてお支払いいただきます。

7 キャンセル

- (1)サービスをキャンセルする場合は、前日(直近の営業日)の
営業時間内(8:30～17:30)に次の連絡先までご連絡ください。
- 連 絡 先 (電 話)045－785－2511
- サ テ ラ イ ト 連 絡 先 (電 話)045－353－9888
- (2)サービス当日にキャンセルの連絡を受けた場合は、キャンセル料として1000円(消費税込)をお支払いいただきます。なお、当日であっても利用者の容体の急変など緊急やむを得ない事情がある場合、キャンセル料を請求しない場合もありますので、キャンセル事由を速やかに次の連絡先までご連絡ください。
- 連 絡 先 (電 話)045－785－2511
- サ テ ラ イ ト 連 絡 先 (電 話)045－353－9888

8 秘密保持

事業所及び職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密及び個人情報を保持するとともに、退職後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

9 相談窓口・苦情対応

○ 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	045-785-2511
	fax番号	045-785-5611
	責任者	金子 織恵

- 契約されている介護支援専門員にも苦情申出等ができます。
- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

横浜市金沢区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市金沢区泥亀2-9-1
	電話番号	045-788-7868
	利用時間	9:00～17:00
横浜市磯子区役所 高齢・障害支援課	所在地	横浜市磯子区磯子3-5-1
	電話番号	045-750-2494
	利用時間	9:00～17:00
横須賀市役所 福祉部介護保険課給付係	所在地	横須賀市小川町11
	電話番号	046-822-8253
	利用時間	8:30～17:15(土日、祝祭日、年末を除く)
横浜市 はまふくコール	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話番号	045-263-8084 (横浜市苦情相談コールセンター)
	利用時間	9:00～17:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会(国保連) 介護苦情相談係	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	045-329-3447(代表)
	利用時間	8:30～17:15(土日、祝祭日、年末を除く)

10 事故の発生時の対応

- 1. 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2. 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

11 急変時の連絡先

利用者の状態が急に变化した場合、当事業所または主治医にご相談いただくか、緊急の場合であれば救急車にて対応してください。

連絡先 (電話) 045-785-2511

12 研修について

事業者は、訪問看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- 1.採用時研修採用後3か月以内
- 2.継続研修

13 衛生管理等

- 1. 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、定期健診など必要な管理を行います。
- 2. 事業所の設備及び備品等について衛生的管理に努めます。
- 3. 事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう必要な措置を講じます。

14 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者等の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

15 ハラスメントの防止・対応

- 1. 事業所は適切な訪問看護サービスの提供を確保する観点から、各種ハラスメントを防止するため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 2. 事業所及び従業員が利用者、その家族等からハラスメントを受ける等適切な訪問看護サービスを提供できないと認められる場合は、サービスを中断・休止させていただくことがあります。また、適切なサービス提供ができる見込みがないと判断される場合は、契約を解除させていただきます。

16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

17 身体拘束

- 事業所は、身体拘束の原則禁止のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
- 1. 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。
 - 2. 身体拘束を行う場合は、その様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

18 運営法人の概要

名称・法人種別	医療法人 社団 景翠会
代表者名	笠貫 宏
法人本部所在地・連絡先	横浜市金沢区泥亀2-8-3 045-785-8668
実施事業の概要	一般病院・老人保健施設・訪問看護ステーション・企業健診・訪問介護事業・通所介護事業 居宅介護支援事業・小規模多機能型介護事業・サービス付高齢者向け住宅 特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・住宅型有料老人ホーム